

◇番号	201706
◇研究機関名	京都大学
◇経緯・概要	<p><b>【発覚の時期及び契機】</b> 平成 29 年 7 月、通報により、京都大学経済研究所に所属する教授が事実と異なる出張旅費の支払いを受けているという疑いが発覚。</p> <p><b>【調査に至った経緯等】</b> 予備調査を行った結果、通報内容に対する疑念を払拭することができなかったため、調査委員会を設置して本調査を行う必要があると判断。</p>
◇調査	<p><b>【調査体制】</b> 部局調査委員会（学内委員 4 名、学外委員（弁護士）1 名）及び本部調査委員会（学内委員 5 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置して調査を実施。</p> <p><b>【調査内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査期間 平成 29 年 9 月～平成 30 年 2 月</li> <li>・調査対象 平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 8 月 31 日までの間に、当該教授が支出等に関連したすべての財源を対象に調査。</li> <li>・調査方法 書面調査においては、当該教授が支出等に関連したすべての財源について、関係資料を精査し事実確認を実施。 聞き取り調査及び調査表による調査については、当該教授を含む経済研究所の在職者に対しては聞き取り調査を、過去の在籍者に対しては調査表による調査を実施。</li> </ul>
◇調査結果	<p><b>【不正の種別】</b> 虚偽の請求による旅費の領得</p> <p><b>【不正の具体的な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動機、背景 当該教授が体調を崩した際に、正式な手続きを経ることなく自身の判断で家族の住む東京から大学に通うことにしたが、移動のための交通費が必要となったため。</li> <li>・手法 具体的な手法は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①都内の自宅から京都大学での会議等に出席するための交通費を得るため、関東の大学で研究を行うとし、実際とは異なる日程で京都を起点とする旅費を請求した。</li> <li>②都内での用務を行うにあたり、都内の自宅から移動したにもかかわらず京都を起点とする旅費の請求を行った。</li> </ol> </li> </ul>

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種類別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数
科学研究費補助金 （日本学術振興会交付分）	520,040 円	1 人
運営費交付金	288,940 円	1 人
その他（先方負担）	40,380 円	1 人
計	849,360 円	1 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

（私的流用の有無）

旅費が個人に支払われた時点で、当該金員は個人管理ができる状態となり、自己の判断で旅行命令と異なる目的の私的な移動に使用していたことから、私的流用に該当すると判断した。

**【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】**

調査の結果、事実と異なる日程、目的、発着地の旅行伺いを作成し、平成 28 年 1 月 8 日から平成 29 年 7 月 12 日までの旅行伺い 24 件において、合計 849,360 円の旅費を不正に得ていた。

◇不正の発生要因と再発防止策

**【発生要因】**

本事案に関しては、大学全体として不正経理等防止のため新規採用時の教員研修会や毎年度の e-Learning 研修など様々な対策がなされているなか、在籍する教員として知っておくべきルールと、正しい認識のもとで遵守すべき事柄について当該教授の意識が著しく欠如していた。また、不正経理が発見できなかった点については、以下のような原因があったと考える。

- ①当該教授の出勤状況については、専任の秘書や担当する授業を持っていなかったこと、必要な会議に出席し、また研究活動を行っていたこと、業務に必要な指示や連絡についてもメールにより十分はたせていたことなど、大学として必要な業務はなされていたため、周囲の者が気づきにくい状況にあった。さらに、出勤状況について誰も確実に目視しているわけではなかったため、提出された旅行伺いの日程と実際の移動の日程等が異なっていることに気付かなかった。
- ②当該教授の勤務形態や事務手続きに対する認識の甘さと、事務部が出張の手続きを当該教授に説明しており、当該教授に正しく理解されているものだと考えていたこと。

**【再発防止策】**

今回の不正経理事案に関する調査で明らかになった発生要因等を踏まえ、今後、二度とこのような問題が生じないように、改めて一層の取り組みの強化を図る。具体的には、当該部局及び全学として、以下の再発防止策を実施する。

1) 部局における再発防止策

- ①秘書業務を行う者、出勤簿管理担当者、経理担当者間の情報共有と各業務間の理解促進、処理状況把握の緊密化。
- ②用務先へ出張事実確認を適宜実施。
- ③教職員に対する会計事務説明会の実施。

	<p>2) 全学的な再発防止策</p> <p>特に旅費に関する適正な執行のため、以下について新たに取り組み、教職員の意識向上を図る。</p> <p>①正しい旅費の手続きと支給の流れについて改めての通知。</p> <p>②不正経理に関して、具体的な事例や想定を紹介し、注意点を重点的に認識できるように効果的な周知。</p> <p>③今回の事案について、研究費使用ハンドブック及び e-Learning 研修において事例として取り上げ、不正防止意識の高揚を図る。</p>
<p>◇その他(研究機関が行った措置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者の処分 当該教授を国立大学法人京都大学教職員就業規則に基づき、平成 30 年 4 月 24 日付で懲戒処分。(停職 1 月間)</li> <li>・本件の公表状況 平成 30 年 4 月 24 日(火) 京都大学ホームページにて公表。(氏名公表あり)</li> </ul>